

佐倉市地域総合整備資金貸付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するため、財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）の支援を得て、予算の範囲内において民間事業者等に対して行う無利子資金（以下「地域総合整備資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 貸付条件等

(貸付対象費用)

第2条 地域総合整備資金の貸付けの対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 設備の取得等に係る費用
 - (2) 前号の設備の取得等に伴い必要となる付随費用（事業に係る試験研究及び開発に要する費用並びに営業を開始するために必要な準備に要する費用等のうち人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。）
- 2 前項第1号に規定する費用のうち用地取得費については、設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として、同号に規定する費用に算入することができる。

(貸付対象事業)

第3条 地域総合整備資金の貸付けの対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）は、市長が策定する地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
 - (2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において5人以上（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第3条第2項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、市が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては1人以上）の新たな雇用の確保が見込まれるもの
 - (3) 貸付対象費用の総額（用地取得費を除く。）が2,500万円以上のもの
 - (4) 用地取得等の契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる施設を整備する事業にあつては、原則として貸付対象事業としないものとする。

- (1) 第三者に売却し、又は分譲することを予定する施設
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供される施設
(貸付対象者)

第4条 地域総合整備資金の貸付けの対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

(貸付額)

第5条 地域総合整備資金の貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付対象事業1件当たりの貸付額（以下「貸付額」という。）は、おおむね500万円以上とし、10億5,000万円（貸付対象事業が1会計年度を越えて実施される場合であって、複数の施設を一体的かつ複合的に整備するものであるときは、15億7,000万円）を限度とする。

2 貸付対象事業1件当たりの貸付額は、貸付対象費用から国庫補助金等の額を控除した額の35パーセントを限度とする。

3 貸付対象事業1件当たりの貸付額（第2条第1項第2号に規定する費用にかかるものに限る。）は、当該貸付対象事業1件当たりの貸付額の総額の20パーセント（貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては、50パーセント）未満とする。

4 貸付額に100万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(貸付利率)

第6条 貸付金の貸付利率は、無利子とする。

(貸付対象期間)

第7条 地域総合整備資金の貸付けの対象となる期間は、4会計年度以内とする。

(償還期間)

第8条 貸付金の償還期間は、15年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。

(償還方法)

第9条 貸付金の償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終償還期日に償還するものとする。

(債権の保全)

第10条 市長は、地域総合整備資金の貸付けに係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。
(貸付けの方法)

第11条 地域総合整備資金の貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。
(遅延利息)

第12条 地域総合整備資金の貸付けを受けた民間事業者等（以下「借入人」という。）が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還の期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還に係る償還金の額に年14パーセントの割合を乗じて計算した金額の遅延利息を徴収するものとする。
(繰上償還)

第13条 借入人は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人若しくは保証人が支払いを停止したとき又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) 借入人又は保証人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

2 借入人は、次の各号のいずれかに該当する場合において、市長が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人が市長の策定した地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。

(2) 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(3) 借入人が貸付対象事業により取得した物件について他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。

(4) 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。

(5) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。

(6) 借入人がその他正当な事由なしに地域総合整備資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。

(7) 借入人に関して他の債務のため仮差押え、保全差押え若しくは差押えがあったとき又は競売の申立てがあったとき。

(8) 借入人が解散したとき。

(9) 保証人が前3号の規定のいずれかに該当したとき。

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が債権の保全のため必要と認める相当の事由が生じたとき。

第3章 貸付手続等

(借入申請)

第14条 地域総合整備資金の貸付けを受けようとする民間事業者等（以下「申請者」という。）は、地域総合整備資金借入申込書（別記様式第1号）及び事業計画書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申込みを行わなければならない。

- (1) 事業者概要書（別記様式第3号）
- (2) 設備投資等及び資金調達計画書（別記様式第4号）
- (3) 年度別損益・資金収支計画書（別記様式第5号）
- (4) 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表
- (5) 地域総合整備資金貸付に係る意見書（別記様式第6号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(貸付決定)

第15条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容がこの要綱に則したものであるか否かについて財団が実施する貸付対象事業についての総合的な調査・検討を参考とし、地域総合整備資金の貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）を行うものとする。

(貸付決定の通知)

第16条 市長は、前条の規定により地域総合整備資金の貸付けを行うことを決定した申請者に対しては、地域総合整備資金貸付決定通知書（別記様式第7号）を交付し、貸付けを行わないことを決定した申請者に対しては、その旨を通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し)

第17条 市長は、第15条の規定により貸付決定を行った場合において、当該貸付決定を受けた申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該貸付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たっては、財団の意見を参考とするものとする。

3 前条の規定は、第1項の規定による処分をした場合に準用する。

(貸付金の交付)

第18条 貸付金の交付は、金銭消費貸借契約の締結後、一括して、市長の指定する申請者名義の金融機関口座への振込みの方法により行う。

第4章 貸付金の管理

(貸付金の管理)

第19条 市長は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき

必要に応じて調査を行い、又は借入人に報告を行わせることができる。

第5章 事務の委託等

(支出事務等の委託)

第20条 市長は、法令に定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等（以下「支出事務等」という。）を財団に委託するものとする。

(支出事務等の委託の手続)

第21条 市長は、前条の規定により支出事務等を財団に委託するときは、財団と委託契約を締結するものとする。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、地域総合整備資金の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

(貸付額の特例)

第2条 平成33年3月31日までの間、貸付対象事業に係る第5条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「10億5,000万円」とあるのは「16億8,000万円」と、「15億7,000万円」とあるのは「25億3,000万円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と読み替えるものとする。

年 月 日

佐倉市長 宛

郵便番号
住 所
申込者 名 称
代表者名
電話番号

地域総合整備資金借入申込書

佐倉市地域総合整備資金貸付要綱に基づき、地域総合整備資金を下記のとおり借り入れたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、財団法人地域総合整備財団及び地方公共団体金融機構が下記借入に係る総合的な調査・検討を行うことを了承します。

記

- 1 貸付金の額 円 (年度)
- 2 事業名 ○ ○ ○ ○ 事業
(事業内容については、別添「事業計画書(別記様式第2号)」のとおり。)
- 3 借入希望条件
 - ① 借入希望時期 年 月
 - ② 借入希望期間 年 月(15年以内)
 - ③ 据置希望期間 年 月(5年以内)
- 4 連帯保証予定者名
法人名

【担当連絡先】

所属名	
担当者名	
電話番号	
F A X	
E-Mail	

様式第2号

事業計画書

事業名	(ふりがな)		
事業者名	(ふりがな)		
事業地			
設備の取得等の期間	着工	年 月 日、	完成 年 月 日
稼働予定年月日	年 月 日		
貸付対象事業を含む全体事業の概要及び当該事業者の事業展開戦略上の位置づけ			
貸付対象事業の内容			
敷地(開発)面積	m ²	(うち賃借面積	m ²) 建物構造
建物延床面積	m ²	(うち賃借面積	m ²)
雇用効果	新規雇用増加数	稼働時	人
	うち直接雇用	稼働時	人、間接雇用 稼働時 人
その他関連事業の内容			
地域振興の効果及び当該地域との今後の関係についての考え方			

(ふりがな) 事業名							
(ふりがな) 事業者名		(系列) (上場 証 部, 非上場)					
代表者名		(略歴 年生) 兼職					
役員							
資本金・基本財産等 従業員数		百万円 名			設立年月日 創業年月日		
本社所在地							
出資・出捐構成							
主要事業の概要							
主要仕入先				主要販売先			
部門別売上高推移	決算期(年/月)	/ 期 (比率)		/ 期 (比率)		/ 期 (比率)	
	1 対象事業部門 ()	(%)		(%)		(%)	
	2	(%)		(%)		(%)	
	3	(%)		(%)		(%)	
	4	(%)		(%)		(%)	
	5	(%)		(%)		(%)	
その他共合計		(%)		(%)		(%)	
損益状況	売上高	売上総利益	営業利益(同利益率)	経常利益	税引後利益	繰越利益	減価償却
/ 期			(%)				
/ 期			(%)				
/ 期			(%)				
次期見込			(%)				
財務状況 / 期	流動資産 (うち現預金) ()	流動負債 (うち借入金) ()	借入金残高 / 期	金融機関等借入		長期	短期
	固定資産	固定負債 (うち借入金) ()					
	繰延資産	純資産 (うち資本金) ()					
	資産合計						
特記事項等				その他			
				合計			

様式第4号-1
設備投資等及び資金調達計画書

事業名	事業者名
-----	------

(単位:百万円)

費用区分		所要額	支払いベース					備考
			年度	年度	年度	年度	年度	
設備投資等内訳	貸付対象事業費	設備の取得等						
		用地取得費 A						
		計 B						
	付随費用	人件費						
		賃借料						
		保険料						
		固定資産税						
		支払金利 リース料						
	計 C							
	計(B+C) D							
貸付対象外事業費	用地取得費							
	消費税							
	計 E							
	合計(D+E) F							

資金区分		調達額	年度					備考
			年度	年度	年度	年度	年度	
資金調達内訳	貸付対象事業費	借入総額						保証料率 %
		地域総合整備資金 G						
		民間金融機関等借入金						
		計 H						
		計(G+H) I						
	その他	補助金 J						
		借入金計						
		自己資金						
		その他 ()						
	計 K							
	計(I+J+K) L						Dと一致すること	
貸付対象外事業費	借入金計							
	自己資金							
	その他 ()							
	計 M							
	合計(L+M) N						Fと一致すること	
	融資比率(%)						$G/(L-J) \times 100$	

様式第4号-2
設備投資等及び資金調達計画書 付表

1 事業計画

	時 期		時 期
土地取得（賃貸）	年 月		
土地造成（着工）	年 月	造成（完成）	年 月
工事契約	年 月	支払時期	年 月
〃	年 月	〃	年 月
〃	年 月	〃	年 月
着工時期	年 月	完成時期	年 月
営業開始時期	年 月		

2 許認可関連（不要の場合は内容欄に「不要」と記入すること。）

項目	内容	許認可先	時期
開発許可 建築確認 環境アセスメント その他（ ）			

3 ふるさと融資対象案件が国・地方公共団体から補助金を受ける事業の場合、以下に具体的に記入すること。

補助者 _____ 補助金名 _____ 補助金額 _____ 百万円
 補助者 _____ 補助金名 _____ 補助金額 _____ 百万円
 補助者 _____ 補助金名 _____ 補助金額 _____ 百万円

4 関係機関担当者一覧

	名 称	支 店 名	担 当 者	T E L	F A X
保証機関					
民間金融 機関等借 入金融 機関					

様式第 6 号

佐倉市長 宛

連帯保証予定者
住所
名称
代表者名

地域総合整備資金貸付に係る意見書

××××

が実施する

〇〇〇〇

事業についての

当 の意見は別紙のとおりです。

なお、××××に対する債権保全のために、貴佐倉市に損失補償を要求することはありませんので、念のため申し添えます。

(別紙)

項 目	意 見
1 事業者の業績及び業況	
2 本プロジェクトの妥当性	
3 総合所見	

様式第7号

第 号
年 月 日

貸付対象者

佐倉市長

地域総合整備資金貸付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった標記資金の貸付けについては、
下記のとおり貸付けを行うことを決定したので通知します。

記

- 1 貸付金の額 金 円也
- 2 貸付対象事業名 ○ ○ ○ ○ 事業
- 3 貸付年度 年度
- 4 償還日 第1回 年 月 日 (金額 円)
最終回 年 月 日 (金額 円)
- 5 連帯保証者 住 所
法人名